

滋賀県子ども基本条例（案）をめぐって

立命館大学名誉教授 野田正人
社会福祉士・公認心理師・臨床心理士

子どもの権利関係の規定

- 1989年（1994年）国連子どもの権利条約

⇒ 2006年3月 **滋賀県子ども条例**

★ 条約の周知・啓発 個別の権利に踏み込まず

- 2016年児童福祉法に条約の尊重が記載

第1条 すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり

- 2022年子ども基本法

- 2023年子ども家庭庁の発足 成育局・支援局

★ アドボケートの重視 少子化対策

- そもそも国連の権利重視の視点は平和の希求
- トrendは、子どもの最善の利益と意見表明権（アドボケート）
⇒ 教育・福祉界からの反発もあった。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。
この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第42条

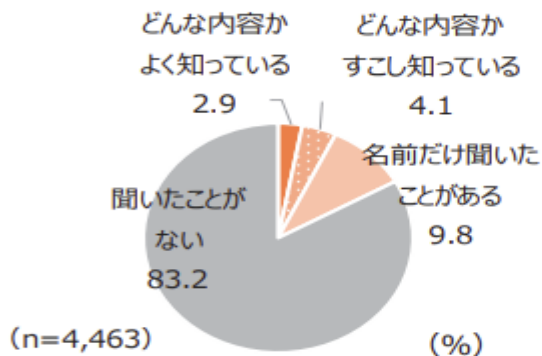
締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

子どもの権利条約の周知

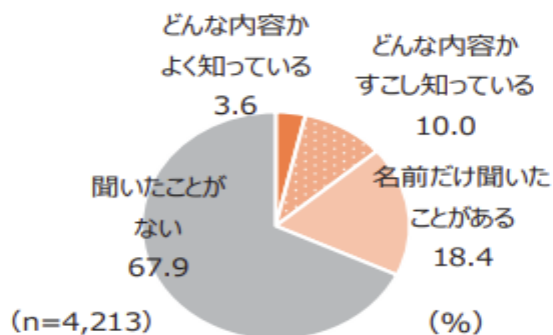
- R6.3こ家庁 児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究報告書 P13

(2) 児童の権利に関する条約の認知度

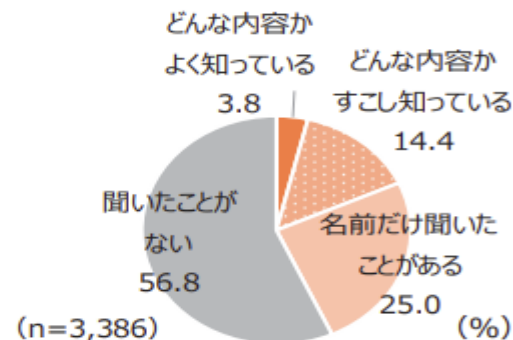
【小学1～3年生】



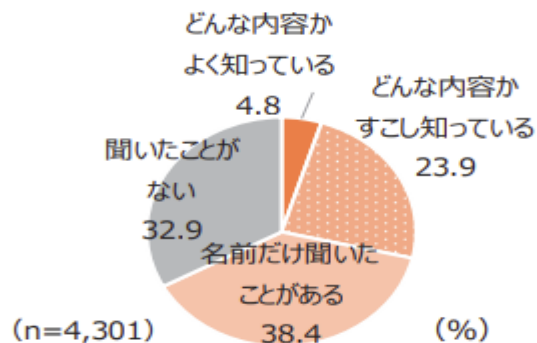
【小学4～6年生】



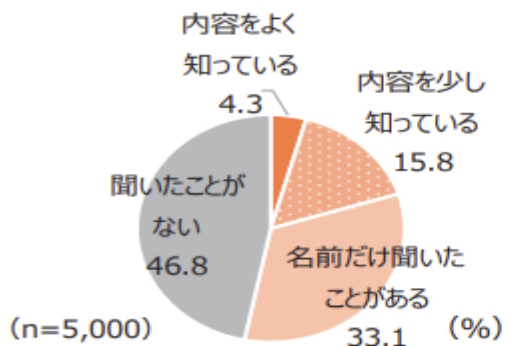
【中学生】



【高校生】



【大人】



あらためての条例検討 主たる論点（私見）

- 条例制定の意図 特に少子化対策育成を含むのか
⇒ シンプルに子どもの権利を書き込む
- 救済システムを置くのか
⇒ 個別救済システムを置く
- 県にある既存の相談や支援体制をどう位置づけるのか
⇒ 個別救済の窓口機能としても期待する
⇒ 今苦しんでいる子に届くものに。国籍を含む多様性を視野にいれる。

学校への期待

- 子どもの生活の場、学びの場として重要。

⇒ 権利を学び、守り、実践する場である一方で、権利侵害の場ともなりうる。

- 権利の周知　まず教職員から児童生徒へ

権利保障は、教育相談　生徒指導の根幹

- チーム学校の実現と、学校の自己完結志向をあらため、社会化された存在に

⇒ 権利救済の積極的活用を

「生徒指導提要」は権利条約と権利保障を具体的に提示